

お知らせ

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

福祉課 障がい福祉係
☎876-11234
(内線3563)

「浦添市重度心身障害者(児)医療費助成制度とは、心身に重度の障害のある方の医療費負担を軽減する制度で、受給者が医療機関で保険診療を受けた場合に病院の窓口で支払った保険対象分の医療費の一部助成をする制度です。」

■医療費助成の対象者

市内に住所がある方(ただし他市町村から市内施設に入所している方は除く)、もしくは本市から他市町村の施設に入所している方で健康保険に加入している方のうち左記のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A1・A2

■請求の方法

医療機関で支払った保険適用の領収書(月単位でまとまったもの)を持参して、毎月10日までに請求する。
※高額療養費が支給される場合は、支給決定後に請求
※領収書は診療翌月から1年以内のもの有効

第51回下水道の日

下水道課
☎876-11234
(内線4661)

9月10日は「第51回下水道の日」です。今年「下水道 いきもすべののちのわ」を推進標語に普及啓発活動を行います。市では「下水道パネル展」を開きます。

下水道パネル展

場所 市役所1階ロビー
期間 9月5日(月)～9日(金)
下水道は汚水を科学的、衛生的に処理して、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。また下水道に接続されていない方は、下水道課までお気軽にご相談ください。

「青い羽根募金」について

商工業課
☎876-11234
(内線3164)

この募金は海洋レジャーでの事故や荒天で船舶等が遭難した場合の人命救助と事故防止事業資金として活用されます。募金の「協力」をお願いします。
期間 7月1日(金)～8月31日(水)

問い合わせ

(社)琉球水難救済会
☎0908-5940

■医療費助成が制限される方と請求できない領収書
①所得制限で資格停止になっている方
②診療月から1年を経過した領収書
③医療保険対象外の領収書

■請求に必要なもの

①医療保険証 ②医療費助成受給者証 ③印鑑(認印可)※申請に来る方のも ④領収書(月単位でまとめて・診療月の翌月から受付)

■医療費助成受給者証の更新について

すでに医療費助成受給者証の交付を受けている方の有効期間は7月31日までとなっています。新しい受給者証の発行は、福祉課窓口で8月1日から随時行っています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童家庭課(児童扶養手当担当)
☎876-11234
(内線3612)

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のために「現況届」が必要です。この届出がない場合は、8月以降の手当(12月振込)が受けられなくなりますので必ず届出を行ってください。また、児童扶養手当の受給者については、「母子・父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

受付場所 市役所2階202会議室
受付期間 8月4日(木)～26日(金)
※ただし、特別児童扶養手当の現況届は、8月11日(木)から受付します。

受付時間

午前9時～11時 午後1時～4時
※通知によって受付日が指定されていますが、都合がつかない方は期間内(土日を除く)に届出を行ってください。混雑が予想されますので、できるだけ指定日にお越しください。

また平成23年度の所得申告がお済みでない方は、現況届を提出する前に所得の申告および確認が必要です。

◎平日に都合がつかない方のために次の休日に受付を行います。

8月21日(日)
午前9時～11時
午後1時～4時

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業について

児童家庭課 母子係
☎876-11234
(内線3612)

浦添市では母子家庭の母の自立促進を図ることを目的として、経理事務、ホームヘルパーなど指定された教育訓練を受講した母に対して、自立支援給付金を支給します。
対象者 ①浦添市に住所を有する母子家庭の母 ②児童扶養手

空き地を有効活用しませんか?

環境保全課 環境保全係
☎876-11234
(内線3216)

市では利用されていない空き地を市民の広場に指定し、市民菜園として活用する事業を行っています。現在、利用されていない空き地を市民菜園として有効活用しませんか?

対象となる土地は、宅地化され、当分の間(3年)利用する予定のない土地となります。
※地目が農地・原野は対象外です。

広島・長崎原爆、沖縄戦展 中学生平和交流団壁新聞展

国際交流課
☎876-11234
(内線2612)

去る大戦において多くの尊い命が奪われた被爆地の広島・長崎と住民を巻き込んだ地上戦が展開された沖縄戦の実情を伝えるパネル展を開催します。

また、長崎市へ派遣した中学生平和交流団の研修報告として壁新聞も展示しますので、是非、ご覧ください。

期間

■広島・長崎原爆、沖縄戦展 8月5日(金)～8月19日(金)
■中学生平和交流団 壁新聞展 8月16日(水)～8月19日(金)
場所 市役所1階ロビー

市民相談・法律相談・行政相談・人権相談窓口

市民相談・消費生活相談室
☎876-11234
(内線7311)

相談は無料、秘密は厳守します。場所 市民・消費生活相談室(市役所1階)

※人権相談に関しては中央公民館3階保育室にて行います。

■市民相談

月・金曜日 午前9時～午後9時(正午～午後1時を除く)

内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望など

■法律相談

毎週火曜日 弁護士相談
午後2時～4時30分

毎週水曜日 司法書士相談
午後2時～4時30分

毎週木曜日 司法書士相談
午後7時～9時

内容 市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

■行政相談

毎月第1・2・3木曜日
午後2時～4時

内容 行政機関等の業務に関する相談

■消費生活相談

毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時

内容 消費生活に関する相談

■人権相談

毎月第2金曜日
午前10時～午後4時

内容 人権に関する相談

障がいを持つ方への住宅用火災警報器購入の際の給付制度について

市では、障がいを持つ方が住宅用火災警報器を設置する場合の給付制度(条件によって給付に該当しない場合があります。)がありますので、ご購入の際は福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係
☎876-1234(内線3563)
FAX878-8575

問い合わせ
浦添市消防本部 予防課 予防係
☎878-3982 FAX875-0119

住宅用火災警報器

もうつけましたか?

近年、火災による死者の8割が住宅火災によるもので、そのうち逃げ遅れによる死者が約6割に達しています。平成23年6月1日からすべての住宅への住宅用火災警報器設置が義務付けられています。火災を早期に発見し、避難に要する時間の確保をするため、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

補助警報装置

住宅用火災警報器に連動させて、光や振動などで火災を知らせる機器



※屋内信号装置をお使いの方は、システムに組み入れることができるものもあります。
※補助警報装置は、法的に設置を義務付けられたものではありませんが、大変有効です。